

株式会社インテックス行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を 100%にすること

女性社員・・・取得率を 100%にすること

<対策>

- 令和 3 年 4 月～ 対象社員の把握
- 平成 3 年 4 月～ メンバーメールによる社員への周知

目標 2：令和 5 年 1 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 180 時間未満とする。

<対策>

- 平成 3 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成 3 年 4 月～ メンバーメールによる社員への周知

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 平成 3 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 3 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始